$\overline{}$
傍絲
0
の部分はず
改
正
部分)

一   当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称   である。   である。	一日	所則   改 正 案
ない。  「一位なければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでしなければならない。ただし、総務省令で定める事項を明らかにして、前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにして	(住民基本台帳の一部の写し」という。) の閲覧を請求することができる。 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳ができる。 以下この項において同じ。) に係るおいて「住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	第一章~第五章 (略)   第一章~第五章 (略)   1次

定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名 おいて「犯罪捜査等のための請求」という。 請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの 請求事由 (当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情によ にあつては、 法令で (次項

兀 三 住民基本台帳の一 部の写しを閲覧する者の職名及び氏名 総務省令で定める事項

前三号に掲げるもののほか、

3 名称 る。 除く。 民基本台帳の 市町村長は、 請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとす の状況について、 部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを 毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住 当該請求をした国又は地方公共団体の 機関の 3

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の 部の写しの閲覧)

第十一 場合にあつては、 あつては当該法人の役職員又は構成員 管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の場合に はその指定する者に、 条において 出を相当と認めるときは、 人が指定するものに、 部の写しを閲覧させることができる。 部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、 条の二 「申出者」 市町村長は、 当該他の法人の役職員又は構成員を含む。 という。 その活動に必要な限度において 当該申出者が法人 当該申出を行う者(以下この条及び第五十一 次に掲げる活動を行うために住民基本台帳 が個人の場合にあつては当該申出者又 (他の法人と共同して申出をする (法人でない団体で代表者又は 住民基本台帳の かつ、当該申 で当該法

が

統計調查、

世論調査、

学術研究その他の調査研究のうち、

総務大臣

J 認 め

られるもの

の実施

公

定める基準に照らして公益性が高い

公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、

由があると認めるときは、 使用されるおそれが は住民基本台帳の 市町村長は、 第 部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に 項の請求が不当な目的によることが明らかなとき又 あることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理 当該請求を拒むことができる

益性が高いと認められるものの実施

- 別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特
- らかにしてしなければならない。 2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明
- 、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地) 申出者の氏名及び住所(申出者が法人の場合にあつては、その名称
- 及び第五十一条において「閲覧事項」という。)の利用の目的 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項(以下この条
- 条において「閲覧者」という。)の氏名及び住所三(住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者(以下この条及び第五十一
- 四 閲覧事項の管理の方法
- 成果の取扱い

  「前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の
- 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

七

- 3 個人である申出者は、前項第二号に掲げる利用の目的(以下この条及とができる。
- を受けた者に限る。以下この条及び第五十一条において「個人閲覧事項いて、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認あると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合にお前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由が

- 「長くごうつき TT奇よ、閲覧音をが写こ頁写 11号でもあげら色間に属し、取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。 -

おせてはならない。 て「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱者のうち当該申出者が指定するもの(以下この条及び第五十一条においる)という。) は外の者にその閲覧事項を取り扱

な措置を講じなければならない。 る閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要 の問題のでは、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者によ

8 覧をし、 されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。 事項が利用目的以外の目的で利用され、 取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護す た場合又は申出者、 るため必要があると認めるときは、 項の規定による住民基本台帳の 閲覧者、 市町村長は、 若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、 個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供 閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第 閲覧者、 個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項 当該閲覧事項に係る申出者、 部の写しの閲覧をし、 又は当該閲覧事項に係る申出者 若しくはさせ 当該閲覧 当該閲

に係る措置を講ずることを命ずることができる。 当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その勧告その勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不り 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて

りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写10 市町村長は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽

供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。 覧事項が利用目的以外の目的で利用され 閲覧をし、 いて、 取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合にお を講ずる必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、 市町村長は、 の閲覧をし、 閲覧者、 必要な報告をさせることができる。 個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置 若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、 個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提 この条の規定の施行に必要な限度において、 若しくはさせた場合又は申出者、 又は当該閲覧事項に係る申出 閲覧者、 個人閲覧事項 申出者に対 当該閲 当該

11

12 める事項を公表するものとする。 称及び代表者又は管理人の氏名) 状況について、 部の写しの閲覧 町村長は 申出者の氏名(申出者が法人の場合にあつては、 毎年少なくとも一 (同項第三号に掲げる活動に係るものを除く。 口 利用目的の概要その他総務省令で定 第 項の申 出に係る住民基本台 その *(*) 名

(戸籍の附票の写しの交付)

できる。
できる。
第五十二条において同じ。)の交付を請求することが
お記載した書類。第五十二条において同じ。)の交付を請求することが
調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項
写し(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を第二十条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票の

2 (略)

(監督命令等)

第三十条の二十二 (略)

| 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務

(戸籍の附票の写しの交付)

きる。

さる。

の交付を請求することがでを記載した書類。第五十条において同じ。)の交付を請求することがでいる市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を第二十条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票の

2 (略)

(監督命令等)

第三十条の二十二(略)

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事故

置を講ずることを指示することができる。機関に対し、当該本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 (略)

2·3 (略)

に必要な措置を講ずることを勧告することができる。 中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するためて、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為をするが見知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合におい

5 (略)

者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。第四十六条第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した

査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処するによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検第四十七条 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の二第一項の規定

第四十八条 (略)

置を講ずべきことを指示することができる。機関に対し、当該本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 (略)

2 · 3 (略)

4

めに必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するたて、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為をするが得知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合におい

5 (略)

第四十六条 (略)

した者は、二十万円以下の罰金に処する。偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避第四十七条。第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚

科する。

八世人、

(法人でない団体で代表者又は第四十九条の違反行為をしたときに関して第四十四条、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときに関して第四十四条、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときに関して第四十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの第四十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの

第五十条 (略)

第五十一 の限りでない 料に処する。ただし 者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、 る住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第 七項の規定に違反して、 条 若しくは当該閲覧事項に係る申出者、 偽りその 他 第四十六条の規定により刑を科すべきときは、こ 不正の手段により第十 当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利 閲覧者、 条の一 第 三十万円 個人閲覧事項取扱 項の規定によ 下の過

を受けた者は、十万円以下の過料に処する。
票の写しの交付を受け、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示条の二第一項の住民票の写しの交付を受け、第二十条第一項の戸籍の附条の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二第五十二条 偽りその他不正の手段により、第十二条第一項若しくは第二

条の罰金刑を科する。

、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は前条の違反行策四十八条、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

第四十九条 (略)

写しの交付を受け、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示を受工第一項の住民票の写しの交付を受け、第二十条第一項の戸籍の附票の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、第十二条第一項若しくは第二項の第五十条 偽りその他不正の手段により、第十一条第一項の規定による住

る。	第五十四条	第五十三条	
	前三条の規定による	(略)	
	条の規定による過料についての裁判は		
	は、簡易裁判所がす		
<b>ప</b>	第五十二条	第五十一条	けた者は、
	前二条の規定による過料についての裁判は、	(略)	十万円以下の過料に処する。
	簡易裁判所がす		